

2 収集・運搬計画及び排出方法

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」，「燃やさないごみ」，「再生資源」，「粗大ごみ」，「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集する。

分別の種類としては，「燃やすごみ」，「段ボール」，「雑誌・チラシ・その他紙類」，「新聞」，「紙パック」，「ペットボトル」，「BIN」，「カン」，「その他燃やさないごみ」，「粗大ごみ」，「一時多量ごみ」，「植木の剪定ごみ」の12分別とする。

(1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は，市，市からの委託業者，一般廃棄物収集運搬業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行う。ただし，芦屋浜地域全域及び南芦屋浜地域の一部については，生活系ごみのうち，燃やすごみを，廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。

燃やすごみのうち，廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいきい物，段ボール，植木類，大きな書籍等）は，月1回車両収集により行う。

ア 市又は市からの委託業務で収集運搬する一般廃棄物

市が収集・運搬する（市が委託して収集運搬する場合を含む。）廃棄物は，市の定める処理計画に適合した廃棄物で，次に掲げるものとする。

- ・一般家庭が排出する生活系ごみ
- イ 一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ
 - (ア) 事業所が排出する事業系ごみ
 - (イ) 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集運搬する場合を含む。）によらないごみ
 - (ウ) 事業活動に伴って生じたごみ

(2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち，義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については，兵庫県電機商業組合芦屋支部で引き取り，市による収集は，原則行わない。

(3) 排出方法

- ア 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。
- イ ごみステーションとは、原則としてそれを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所をいう。その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、一般の閲覧に供するものとする。
- ウ 市民は、生活系ごみを排出する場合は、別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出する生活ごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。
- エ 市民が排出するペットボトルは、平成27年4月から従来の月1回収集から月2回収集に改める。

(4) 芦屋市さわやか収集

自らごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができない高齢者又は障がい者で一定の条件に該当する者を対象に、燃やすごみ、段ボール、雑誌・チラシ・その他紙類、新聞紙、紙パック、ペットボトル、ビン、カン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集する。また、希望する者に対して安否確認を行うことにより、高齢者又は障がい者の生活環境に支障が生じないよう支援する。

収集区分・回数・方法及び廃棄物搬入先

ごみの種類と収集回数		収集地域	収集区分	収集方法	搬入先	
燃や すごみ	週 2 回	J R 以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北、芦屋浜(高浜町10～20番)、陽光町8番20号、南浜町10～19番、涼風町)	市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
	週 2 回	J R 以北、楠町	委託			
	随 時	芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1～9番、若葉町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	市直営	パイプライン輸送		
	月 1 回 (パイプライン投入口等に投入 できない物)	芦屋浜(新浜町、浜風町、緑町、潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号)	市直営	ステーション方式		
燃や さない ごみ	週 2 回	芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、南浜町10～19番・涼風町)	市直営			
		芦屋浜(高浜町1～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託			
		J R 以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式		
		J R 以北、楠町	委託			
再生 資 源 等	カ ネ	第 2 ・ 4 週	芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、南浜町10～19番・涼風町)	市直営	ステーション方式	
			芦屋浜(高浜町7番(一部))、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託		
			芦屋浜(高浜町1～9番、若葉町)	委託		
			J R 以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営		
			J R 以北、楠町	委託		
	ビ シ ナ	第 1 ・ 5 週	芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号・南浜町10～19番・涼風町)	市直営	ステーション方式	
			芦屋浜(高浜町7番(一部))、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番、海洋町1～7番)	委託		
			芦屋浜(浜風町、高浜町1～9番、若葉町、緑町)	委託		
			J R 以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営		
		随 時	J R 以北、楠町	委託		
ペット ボトル	第 3 週(午前) 及び 第 1 ・ 5 週(午後)	全市域(高浜町1～9番、若葉町を除く)	J R 以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町1～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番)は委託	ステーション方式	再生事業者施設内	
		高浜町1～9番、若葉町	J R 以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8～20番、南浜町10～19番、涼風町)は市直営	ステーション方式		
	段ボール	第 1 ・ 5 週	全市域	ステーション方式		
	雑誌・チラシ・ その他の紙類	第 2 週	全市域	ステーション方式		
	新聞紙・ 紙パック	第 4 週	全市域	ステーション方式		
粗大ごみ		申込み・予約制	全市域	市直営	芦屋市環境処理センター	
一時多量ごみ						
植木の剪定ごみ		随 時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	芦屋市環境処理センター	
事業所が排出するごみ						
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ						

3 中間処理計画

(1) 一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、市が行う。

ア ごみ及び粗大ごみの処理

(ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却する。

(イ) 破碎処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破碎し、焼却する。

(ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化をする。

イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（「芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領」参照）

一般廃棄物と併せて焼却処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

(ア) 紙くず

(イ) 木くず

(ウ) 繊維くず

(エ) その他市長が必要と認めたもの

ウ 特定家庭用機器再商品化法による家電4品目〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電気商業組合芦屋支部が引き取る「兵庫方式」で処理をする。

エ 在宅医療廃棄物

(ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理する。

(イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理をする。

オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは、処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理をする。

(2) 中間処理施設

ア 名 称 芦屋市環境処理センター

イ 所 在 地 芦屋市浜風町31-1

ウ 処理設備 焼却炉・破碎機・不燃物圧縮機・切断機

焼却炉	型 式		全連続燃焼式焼却炉
	処理能力		230 t / 24h (115 t / 24h × 2基)
破碎機	可燃性	型 式	二軸剪断式破碎機 NS-552SK
	粗大ごみ用	処理能力	10 t / 5h 破碎寸法 200mm以下
圧縮機	不燃性	型 式	二軸剪断式破碎機 NS-452S
	粗大ごみ用	処理能力	5~8 t / h
切断機	型 式		カンスクイザ-KC10-D3
	処理能力		10 t / 8h
切削機	型 式		アリゲータ式
	切削能力		刃先 13 t 刃元 74 t

(3) 中間処理の内訳

(H27年度推計)

中間処理量(t)	内訳	
	焼却量(t)	資源化量(t)
32,396	30,205	2,191

4 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分による。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰、ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

種類 概要	焼却灰、ばいじん処理物
委託先	大阪湾広域臨海環境整備センター
搬入基地及び所在地	尼崎基地(尼崎市平左衛門町)
埋立処分場	神戸沖埋立処分場
埋立方法	海面埋立方式(管理型)

添付資料

芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

1 搬入できる産業廃棄物の種類

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 搬入時の遵守事項（次のことは、固く守ってください。）

- (1) 搬入する産業廃棄物は、自らの事業活動に伴って生じたもので、自らが運搬するもののほか、事業者が運搬を他人に委託する場合には、県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項)
- (2) 搬入できる「木くず」は、長さ50cm、直径10cm以下のものとします。
- (3) 産業廃棄物を搬入するときは、他の一般廃棄物と混載しないでください。
- (4) 産業廃棄物の搬入許可を受けた者が一般廃棄物を搬入するときは、あらかじめ計量するまでに 係員に申し出てください。
- (5) 係員の指示に従わないときは、搬入を許可しないことがある。

ごみ処理総合原価算出根拠 (平成25年度)

(円)

原価要素	区分	収集			部門			中間処理部門			最終処理部門			合計	構成比	
		車両収集	真空収集	委託収集	計	構成比	資源化	焼却	計	構成比	最終処理	構成比	最終処理			
人件費	報酬	①	131,217,399	4,188,536	135,405,935	18.28%	19,438,831	10,184,745	29,623,576	3.08%				183,800	0.01%	
	給料	②	105,896,911	2,805,174	108,702,085	14.67%	14,106,753	8,499,597	22,606,350	2.35%				165,029,511	9.44%	
	手当	③	45,733,555	1,142,500	46,876,055	6.33%	6,977,464	3,677,286	10,654,750	1.11%				131,308,435	7.51%	
	共済費	④	8,411,507		8,411,507	1.14%			2,122,101	0.22%				57,530,805	3.29%	
	賃金	⑤			0	0.00%	16,440,008	8,100	16,448,108	1.71%				105,33,608	0.60%	
	報償費	⑥			28,035	0.00%	9,376	15,169	24,545	0.00%				16,448,108	0.94%	
	普通旅費	⑦	20,000		33,520	0.00%			0	0.00%				52,580	0.00%	
費用	特別旅費	⑧			2,520	0.00%	4,000		4,000	0.00%				33,520	0.00%	
	費用弁償													6,520	0.00%	
計(A)			291,315,412	8,144,245	299,459,657	40.43%	57,160,232	24,506,998	81,667,230	8.49%				381,126,887	21.81%	
所要経費	需用費	⑨	18,469,834	47,959,944	66,429,778	8.97%	6,321,267	175,666,328	181,987,595	18.91%				0.00%	248,417,373	14.22%
	後務費	⑩	1,081,984		1,081,984	0.15%	1,152,029	603,730	1,755,759	0.18%	3,495,129	7.88%		6,332,872	0.36%	
	委託料	⑪	5,778,684	84,261,450	133,791,000	223,831,134	30.22%	41,172,682	305,920,125	347,092,807	36.07%	40,855,565	92.10%	611,779,506	35.01%	
	使用料及委託料	⑫	178,496			178,496	0.02%		213,410	213,410	0.02%			0.00%	391,906	0.02%
	工事請負費	⑬	126,000	149,026,500	149,152,500	20.14%	2,637,600	346,534,125	349,171,725	36.28%				0.00%	498,324,225	28.52%
	備品購入費	⑭	300,300		300,300	0.04%		0	0	0.00%				0.00%	300,300	0.02%
	負担金補助・交付金	⑮	50,000		50,000	0.01%	23,000	141,800	164,800	0.02%	10,000	0.02%		224,800	0.01%	
費用	公課費	⑯	250,700		250,700	0.03%		345,700	345,700	0.04%				596,400	0.03%	
	計(B)		26,185,998	281,297,894	133,791,000	441,274,892	59.57%	51,306,578	829,425,218	880,731,796	91.51%	44,360,694	100.00%	1,366,367,382	78.19%	
部門別経費(A)+(B)			317,501,410	289,442,139	133,791,000	740,734,549	100.00%	108,466,810	853,932,216	962,399,026	100.00%	44,360,694	100.00%	1,747,494,269	100.00%	
処理量(t)		⑰	9,118	2,987	9,678	21,783		6,061	31,124	37,185		5,759		37,388		
単位当たり直接原価(H/t)		⑱	34,821	96,900	13,824	34,005		17,895	27,436	25,881		7,702		D処理量		
【参考】 ^a (延命工事除く)									17,219	17,329				46,739		
1人当たり直接原価/年		⑲	7,863	18,041	3,324	7,663		1,122	8,834	9,956		458		38,234		
1世帯当たり直接原価/年		⑳	17,094	40,424	7,374	16,882		2,472	19,462	21,934		1,011		18,078		
人 口			40,376	16,043	40,240	96,659		96,659	96,659	96,659		96,659		96,659		
世帯			18,573	7,160	18,143	43,876		43,876	43,876	43,876		43,876		43,876		

人口、世帯数は、平成25年10月1日現在

A 経費：需用費 18,469,834円 = 需用費(15,768,707円) + 水道料(2,701,127円)

B 経費：需用費 47,959,944円 = 需用費(12,058,372円) + バイオラインセンターエネルギー(35,901,572円)

C 処理量：処理量 6,061t = ベットボトル(144t) + 燃やさないごみ(1,844t) + 資源ごみ集団回収量(4,073t)

D 処理量：処理量 37,388t = 総ごみ発生量(33,315t) + 資源ごみ集団回収量(4,073t)

芦屋市廃棄物処理実績及び推計

(t)

区分	年度	実績				総計	推計
		H21	H22	H23	H24		
行政区域人 口	95,248	95,493	96,015	96,613	96,659	96,897	97,100
計画処理人 口	95,248	95,493	96,015	96,613	96,659	96,897	97,100
自家前資回収量	0	0	0	0	0	0	0
自排(集)出量	4,080	4,099	4,178	4,044	4,073	4,056	4,083
各種ごみ	11,892	11,628	11,510	11,497	11,663	11,417	11,441
粗大ごみ	335	372	385	347	264	229	229
植木剪定、一時多量ごみ	218	169	197	161	178	152	152
計画収集直営	12,445	12,169	12,092	12,005	12,105	11,798	11,822
各種ごみ	9,668	9,522	9,742	9,678	9,678	9,470	9,491
粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0
2委託	9,668	9,522	9,742	9,678	9,678	9,470	9,491
3計画収集量小計	22,113	21,691	21,834	21,683	21,783	21,268	21,313
同上発生原単位/人・日	636	622	621	615	617	601	600
4許可	6,079	6,096	6,035	6,205	6,226	6,239	6,239
直接搬入	5,400	4,753	4,824	4,672	4,899	4,444	4,453
6産業焼却物	0	379	258	411	428	390	391
発生量	= 3 + 4 + 5 + 6	33,592	32,919	32,951	32,801	33,315	32,328
中間処理焼却壳	t／年	86	85	85	85	83	83
自已搬入		31,419	31,016	30,976	30,844	31,124	30,142
焼却最終	利用地	2,173	1,902	1,977	1,957	2,191	2,186
焼却最終	再利用	5,576	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228
焼却最終	埋立量	5,576	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228

※ 行政区域人口は、10月1日現在の推計人口

排出前資源化量は、集団回収により回収された資源化量
産業焼却物量については、平成22年度実績値から計上する。